

鈴鹿市告示第 1 5 7 号

鈴鹿市地区計画の案の作成手続に関する条例（昭和 5 9 年鈴鹿市条例第 3 4 号）第 2 条の規定に基づき次のとおり告示し、及び当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 1 6 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 地区計画の名称

鈴鹿都市計画国府第 1 地区地区計画

2 地区計画の位置及び区域

- （1） 位置 鈴鹿市国府町・御薊町地内
- （2） 区域 都市計画の図書において表示する。

3 地区計画の原案の縦覧場所

鈴鹿市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和 7 年 6 月 1 7 日から同月 3 0 日まで

5 意見書の提出について

当該地区計画の原案について同条例第 3 条に規定する者は、氏名及び意見内容を記載した意見書を市長に提出することができる。

なお、提出期間は、令和 7 年 7 月 1 日から同月 7 日までとする。